**2019年度（令和元年度）　青少年体験活動アワード**

**アドバイザーの手引き**

アドバイザーの条件

これまでに経験のある方に活動していただきます（これからアドバイザーになりたい方は事務局までご相談下さい）。ただし、今年度の活動を始める前に、必ず誓約書に署名捺印をして以下のいずれかの方法で事務局までご提出下さい（原本はすべての活動が終了するまで保持下さい）。

1. 署名捺印した書面をFAX送信、または当該書面をスキャンしたファイルを添付メールで提出
2. 署名捺印した書面をスマートホン等の携帯デバイスで写真にとり、それを添付メールで提出
3. 当該書面の郵送を希望される方は、その旨事務局までお知らせ下さい。返信用封筒を送らせていただきます（この場合は原本を提出いただきます）。

【Email：info@japan-youth-award.net / FAX：042-329-7620】

活動の留意点

1. 参加者の申込み条件について

○ ジュニア版は、小学4年生から中学3年生が対象。保護者からの承諾をいただくことを条件としてお申込みいただけます。

○ シニア版は、高校生以上、短大、大学、専門学校生が対象。20歳未満の方は、保護者からの承諾をいただくことを条件としてお申込みいただけます。

**上記対象外の方で参加希望者がいた場合**、アドバイザーの方がサポートできると判断される場合は、エントリーいただいても結構です。

※上記対象外の参加希望者例※

【例えば…】小学校1～3年生だけどやってみたい／大学院生だけどやってみたい

大学生でもない23歳以上だけどエントリーしてみたい、等

1. 参加者の申込書について

申込書は、参加者からアドバイザーの方に提出いただき、アドバイザーが保管してください。

スタート時、事務局へはエントリー者の学年と人数のみをお送りください。申込書原本はお送りいただかなくて結構です。

1. 活動の領域と要件について

* シニア版の必要な時間数

　 運動、生活・文化、ボランティア体験は、12週以上で可とします。（3ヶ月以上ではありません。）

1. 修了の要件について

アドバイザーの方が記録ブックを確認し、達成について承認をいただいた方を修了者とします。期間が終了し、12週に満たなくて11週だった場合や、回数が少し足りない、合計の時間数が数時間足りないというような場合、アドバイザーの方のご判断とご指導にお任せしたいと思います。

1. 修了の手続きについて

修了を承認された活動者の一覧表を作成いただき、事務局へお送りください。

一覧表のフォーマットは、事務局で用意します。

記録ブックは事務局へ提出いただかなくて結構です。

1. 修了証について

修了者へは、一般社団法人教育支援人材認証協会から修了証が発行されます。

修了証は、アドバイザーの方へまとめてお送りいたします。

なお、表彰式の開催については、今後の状況によっての検討事項とします。

1. レベル証について

* ジュニア版　小学生：　1回目の達成を、小学生の部の**銅賞**、2回目を**銀賞**、3回目を**金賞**

のレベルとし、達成者には各レベルの称号が付与されます。

* ジュニア版　中学生：　1回目の達成を、中学生の部の**銅賞**、2回目を**銀賞**、3回目を**金賞**

のレベルとし、達成者には各レベルの称号が付与されます。

* シニア版：　　　　　　　 1回目の達成を、シニアの**銅賞**、2回目を**銀賞**、3回目を**金賞**

のレベルとし、達成者には各レベルの称号が付与されます。

実施期間は、ジュニア版・小学生が8週、中学生で10週、シニア版は12週でそれぞれ達成します。したがって、1月31日までの期間内で2クール目、3クール目に取り組み、銅→銀→金賞というようにレベルアップに挑戦していただくことも可能です。すなわち、今年度初めての参加者でも、早くから始めれば金賞まで進める可能性があります。

なお、中学生は、小学生のレベルを継続することはできませんので、ご注意ください。

1. 運営費及び人材について（お願い）

今年度も賛助金を基盤とする限られた財源及び人材（労力）にて運営されています。したがいまして、細かな点で行き届かないことも多々ありますことご容赦下さい。また、事務局作業や対応の簡略化にご理解とご協力をお願い申し上げます。

別紙にある「賛助金募集」にもお目通しいただきご協力下されば幸いです。

その他

○ 今年度も、有志からなるグループによって事務局運営に取り組んでおります。アドバイザーの皆様とのやりとりは、なるべくペーパーレス化し、連絡はメールでのやりとりを基本にお願いいたします。

○今年度は、アドバイザーの交流会やフォローアップ研修等も検討しております。

【2019年度（令和元年度）青少年体験活動アワード　メンバー】 \*研究所長

\*小森伸一（東京学芸大学准教授/学長補佐）　 瀧口優（白梅学園短期大学教授）

綾田雄広　　遠藤隆一　　小山田佳代

※ご質問やご意見がありましたら、下記までメールにてご連絡ください。

**【問合せ】**　**一般社団法人東京学芸大Explayground推進機構　青少年体験活動アワード**

　 　　 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1　東京学芸大学　小森研究室内

　　　　　　　　　　＊お問い合わせ等は、メールでご連絡ください。　（または、FAXで。電話は不可）

**Email：info@japan-youth-award.net　　　FAX：042-329-7620**

アドバイザーの心構え

* **体験活動の意義を確認する。**

　・　今までの研究より、体験活動を行うことで｢生きる力／生き抜く力｣が養成されると言われています。具体的には、主体性、自立心、チャレンジ精神、責任感、協調性、対応する力、コミュニケーション能力等です。

　・　ただし、これらの成果を上げるには、ある程度の継続性が必要です。

　・　本制度のジュニア版やシニア版は体験活動を行う契機となります。

* **参加者の「自主的」な活動を応援、サポートする。**

　・　適宜、参加者に必要な情報を提供することで、参加者の興味関心に基づく活動を選択できるよう支援する。

　・　どの程度の目標に挑戦することが、その活動者にとって意味ある体験となるかということに留意する。

* **参加者の「継続的」な活動を応援、サポートする。**

　・　活動者が自分自身の興味や関心を見いだせるよう対話を重ねる。

* **参加者が活動を振り返るサポートをする。**
* **子どもの権利条約の理念を理解する。**

　・　子どもの権利条約で定められている子どもの権利を守り、理念を活かしたサポート活動を行う。

　・　参考：ユニセフの　HP　「子どもの権利条約」についてより、条約には、大きく分けて　「生きる権利」　「育つ権利」　「守られる権利」　「参加する権利」の４つの権利が定められている。

**【事務局】**　一般社団法人東京学芸大Explayground推進機構　青少年体験活動アワード

　 　　 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1　東京学芸大学　小森研究室内

**メール：info@japan-youth-award.net　　　FAX：042-329-7620**